

京都市立嵯峨小学校他28施設受水槽及び高架水槽清掃等業務委託仕様書

教育委員会事務局教育環境整備室

(担当：山本・脇 ☎222-3796)

この仕様書は、水道法施行規則第55条第1号に基づき実施する受水槽及び高架水槽（以下「貯水槽」という。）の清掃等について、委託業務の内容を定めたものである。

(委託対象物)

京都市立嵯峨小学校他28施設の受水槽及び高架水槽（別紙一覧参照）

なお、水槽容量は有効容量を記載している。

(委託期間等)

委託期間は、契約日の翌日から令和8年12月31日までとする。

清掃等作業実施日については、事前に各学校等と十分に日程調整すること（原則として、夏季休業期間等を中心に、学校活動等に影響の少ない日に実施することとする）。

(資格)

受託者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項5号」について、京都府知事の登録を受けていること。

(契約決定後の連絡調整等)

受託者は、契約決定後速やかに教育委員会教育環境整備室へ連絡するとともに、委託期間を有効期間とする京都府知事の建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書の写しを提出すること。

また、清掃等作業実施日について、各学校等と日程調整のうえ、作業開始の10日前までに以下の書類を教育委員会教育環境整備室へ提出すること。

- (1) 作業計画書（各学校等の作業日時等）
- (2) 作業実施体制表（各学校等の作業責任者及び作業従事者の明記）
- (3) 作業従事者の健康診断書及び貯水槽清掃作業に係る講習会修了証書等の写し

(清掃等作業)

清掃等作業については以下の手順を順守すること。

- (1) 清掃等作業を行うに当たっては、作業者の所属会社名及び氏名を明らかにし、学校長（又は教頭等）の許可を受けてから着手する。
- (2) 清掃等作業の前に以下の内容を確認し、異常があれば学校長（又は教頭等）に口頭で報告するとともに、異常箇所の写真撮影を行い実施報告書に添付する。
 - ① 給水施設図面等によりポンプの確認（製造者、型式）と、電極ホルダ異常の有無
 - ② 貯水槽内及び周囲の状況
 - ③ マンホールの施錠の有無や浸水の有無
 - ④ 水抜管、通気管、オーバーフロー管等の開口部の防虫設備
- (3) 作業衣及び使用器具は、貯水槽の清掃専用のものを使用する。また、作業に当たっては作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにするとともに、

- 槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
- (4) 高架水槽がある場合は、当該清掃は受水槽の清掃を行った後（受水槽の清掃と同日）に行う。
 - (5) 貯水槽内の沈積物質及び浮遊物質、壁面及び揚水ポンプ等の附着物質等の除去・洗浄を行うこと。なお、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行う。
 - (6) 洗浄に用いた水は、完全に槽外へ排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行う。
 - (7) 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が槽内に流入しないようにする。
 - (8) 清掃終了後、関係設備に関して学校からの問い合わせについては速やかに対応すること。

(消毒作業)

消毒作業に当たっては、以下の手順を順守すること。

- (1) 貯水槽内洗浄後、槽内を有効塩素 50～100mg/l濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤で消毒する。
- (2) 消毒終了後30分以上経過してから水洗いを行い、再度(1)の消毒を実施する。
- (3) 消毒終了後30分以上経過してから再度水洗いを行い、その後、送水及び止水について試運転を行い、自動運転を確認する。

(水質検査)

貯水槽の水張り終了後、貯水槽内の水について臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素の検査を行い、基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合はその原因を調査すること。

(実施報告)

各施設での作業終了後、設備の異常箇所等について学校長（又は教頭等）に口頭で報告し、「受水槽及び高架水槽清掃等業務報告書」のコピー（学校へコピーを依頼）を渡す。また、マンホールが適正に施錠されていることが分かるデジタル写真画像を提示等した上、履行確認（別紙「履行確認書」）を受けすること。

また、全施設の作業完了後、以下の書類を教育委員会教育環境整備室へ紙及びデータで提出すること。

- (1) 受水槽及び高架水槽清掃等業務報告書（別紙）
- (2) 清掃前後、設備等の異常箇所等のデジタル写真
※槽内の清掃前後、設備等の異常箇所の写真のほか、学校の門等実施施設が分かる箇所、受水槽及び高架水槽の全景、電極、槽内配管、通気管を撮影すること
- (3) 設備等の異常箇所の一覧（任意様式）
- (4) 履行確認書（別紙）

(教育環境整備室への業務報告書等の提出方法)

- (1) 紙ベースの報告書の提出方法について
 - ①報告書を清掃対象施設別に分け、別紙一覧の順にドッチファイル等に綴る。
 - ②ファイルの先頭に「設備等の異常箇所の一覧」をつける。

(2) データの提出方法について

- ①清掃対象施設別にフォルダを作成する。フォルダ名は施設名とし、別紙一覧の順に、名前の先頭に2ケタの通し番号をつけ、業務報告書等を保存する。
- ②データはCDR等に保存し、ドッチファイル等に綴じて納品する。

(安全対策)

高所作業等は、受託者の責により安全対策を講じることとし、墜落制止用器具等適切な対策を行うこと。

(業務の委託について)

文書による承認を得なければ、義務の履行を第三者に委託することは認めない。特に事後報告は認めないので十分に注意すること。

(その他)

別紙一覧と内容等が異なる場合は教育委員会教育環境整備室まで連絡し、作業については許可を受けてから実施すること。

また、その他詳細については、教育委員会教育環境整備室の指示によること。

学 校 名	受 水 槽				高 架 水 槽			
	設置場所	有効容量	数	材質	設置場所	有効容量	数	材質
嵯峨小	南校舎東側	20	1	R C	南校舎	4	1	F R P
	体育館西側	20	1	R C	北校舎	4	1	F R P
広沢小	北校舎北側	20	1	R C				
嵐山小	北校舎北側	20	1	R C	南校舎	4	1	F R P
常磐野小	北校舎東側	15	1	R C	北校舎	4	1	F R P
	講堂西側	20	1	R C	南校舎	4	1	F R P
					東校舎	4	1	F R P
嵯峨野小	北校舎西側	20	1	R C				
	北校舎北東側	15	1	R C				
御室小	新校舎北側	20	1	R C				
宇多野小	西校舎北側	20	1	F R P	東校舎	4	1	F R P
					西校舎	4	1	F R P
花園小	北校舎北側	20	1	R C				
高雄小	南校舎北側	10	1	R C				
元京北第一小	プール南側	9	1					
元京北第二小	多目的ホール南側	8.4	1					
太秦小	中校舎西側	20	1	R C	北校舎	4	1	F R P
					中校舎	4	1	F R P
					南校舎	4	1	F R P
南太秦小	プール西側	20	1	S U S				
安井小	北校舎北側	20	1	R C	北校舎	4	1	F R P
					南校舎	4	1	F R P
西院小	北校舎北側	15	1	S U S	北校舎東側	2	1	F R P
	南校舎南側	16	1	S U S	北校舎西側	2	1	F R P
山ノ内小	南校舎東側	20	1	R C	南校舎	4	1	F R P
梅津北小	北校舎北側	20	1	R C				
西京極小	北校舎南側	15	1	S U S				
西京極西小	南校舎南側	20	1	R C	南校舎	4	1	F R P
					北校舎	4	1	F R P
葛野小	プール東側	25	1	R C				
蜂ヶ岡中	中・南校舎間	20	1	R C				
太秦中	体育館北東側	20	1	R C				
嵯峨中	中校舎北側	20	1	R C				
四条中	教室棟西側	20	1	R C	教室棟	5	1	F R P
西京極中	南校舎北東側	20	1	R C				
梅津中	本館西側	20	1	S U S				
西院中	北校舎西側	20	1	R C	北校舎	4	1	F R P
双ヶ丘中	本館北側	15	1	R C				
京都京北小中	校舎東側	14	1	木製				

受水槽及び高架水槽清掃等業務報告書

京都市長 様

受託者
京都市〇〇区〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇

施設名称	京都市立			作業監督者		作業従事者		
実施日	年 月 日 ()			天気	晴 曇 雨	実施時間	9:30~12:00	
内容	受水槽(飲用・プール用), 高架水槽 清掃			消毒液	次亜塩素酸ソーダ希釈濃度		PPM	
設置場所 容量	設置場所			容量(m ³)	設置場所		容量(m ³)	
	受水槽①				高架水槽①			
	受水槽②				高架水槽②			
受水槽 高架水槽	点検項目		受水槽①	受水槽②	点検項目		高架水槽① 高架水槽②	
	受水槽 外観				高架水槽 外観			
	受水槽 内部				高架水槽 内部			
	マンホール	本体			マンホール	本体		
		パッキン				パッキン		
		施錠				施錠		
	満減水警報及び装置				満減水警報及び装置			
	電極ホルダー	外観			電極ホルダー	外観		
		結線状態				結線状態		
	電極棒・電極帯				電極棒・電極帯			
	電気配線				電気配線			
	オーバーフロー管	本体			オーバーフロー管	本体		
		防虫網				防虫網		
	ドレン管	本体			ドレン管	本体		
		防虫網				防虫網		
排水口空間				排水口空間				
通気管	本体			通気管	本体			
	防虫網				防虫網			
ポールタップ ^o				判定基準				
定水位弁				○:良好 ×:不良 △:経過観察				
フート弁								
ポンプ	型式	製造者	運転電流(A)	吐出圧力kg/Mpa	点検状況	ポンプ形態	備考	
①-No.1					良・否	水中・地上・圧力		
①-No.2					良・否	水中・地上・圧力		
②-No.1					良・否	水中・地上・圧力		
②-No.2					良・否	水中・地上・圧力		
水質検査	項目	基準	結果	備考	項目	基準	結果	備考
	臭気	異常でない事	良・否		色度	5度以下	良・否	
	味	異常でない事	良・否		濁度	2度以下	良・否	
	色	異常でない事	良・否					
消毒液散布	消毒液散布開始時間(消毒後30分以上放置の事)							
	受水槽① 1回目	午前・午後 時 分		受水槽① 2回目	午前・午後 時 分			
	受水槽② 1回目	午前・午後 時 分		受水槽② 2回目	午前・午後 時 分			
遊離残留塩素測定	受水槽①着事前	mg/l	受水槽①最終水張後	mg/l (0.2mg/l以上)	方法は比色法による			
	受水槽②着事前		受水槽②最終水張後					
備考	(報告書作成者氏名:)							

履行確認書

(受水槽及び高架水槽清掃等業務)

受水槽等の清掃の完了、及びマンホールが適正に施錠されていることを確認しました。

年 月 日

施設名

京都市立

職名

氏名

履行確認印

